

令和8年度栃木県水防計画(案)の主な変更点について

1 気象業務法の改正について（令和8年度水防計画(案) P21～33）

- (1) 防災気象情報（大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮）の見直し
 - ・ 5段階の警報レベルにあわせて発表
 - ・ レベル4相当の情報として危険警報を新設
 - ・ 情報名称にレベル付記
- (2) 洪水に関する情報
 - ・ 洪水予報河川のみを対象とした河川毎の情報を一般向けに発表。市町ごとの洪水警報・注意報の発表は行わない
 - ・ 水位周知河川の水位の情報（水位到達情報）は、当面はこれまで通りの運用

2 水防法の改正について（令和8年度水防計画(案) P113～114）

- (1) 「氾濫等の通報対象河川」及び「通報基準」〔氾濫等の通報（法第24条の2）〕
 - ・ 氾濫等の通報を行う対象河川として、洪水予報河川（15河川）及び水位周知河川（4河川）を選定
 - ・ 氾濫等の通報基準として、目視等で確認した「確認情報」と基準水位観測所の計測水位による「計測情報（氾濫発生水位）」設定
 - (2) 決壊確認後の通報〔決壊の通報（法第25条第2項）〕
 - ・ 決壊確認後の通報対象河川として、洪水予報河川（15河川）及び水位周知河川（4河川）を選定
- ※その他の変更事項（P3～6、P34～35等）は、「水防計画作成の手引き」に基づく定型文を該当ページに追記、修正によるもの

3 重要水防箇所の変更（令和8年度水防計画(案) 別12～61ページ）

	令和7年度水防計画	令和8年度水防計画（今回）	増減
県管理河川 箇所数	86箇所	84箇所	2箇所 減
県管理河川 延長	58,091m	54,759m	3,332m 減

4 洪水浸水想定区域図の公表箇所の増加（令和8年度水防計画(案) 付44～58ページ）

	令和7年度水防計画	令和8年度水防計画（今回）	増減
洪水浸水想定区域（県管理河川）	234河川	235河川	1河川 増